［略］	［略］
［略］	
備考	

［略］

備考　１・２　［略］

３　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

⑴　第40条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨

⑵　その他必要な事項

４　［略］

様式第27（第42条関係）

［略］

備考　１・２　［略］

３　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

⑴　第40条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨

⑵　その他必要な事項

様式第28（第42条関係）

［略］

備考　１・２　［略］

３　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

⑴　第40条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨

⑵　その他必要な事項

［略］	［略］
［略］	

［略］

備考　１・２　［略］

［新設］

３　［略］

様式第27（第42条関係）

［略］

備考　１・２　［略］

［新設］

様式第28（第42条関係）

［略］

備考　１・２　［略］

［新設］

様式第40（第55条関係）

［略］	［略］	［略］	
		［略］	［略］
［略］			
［略］			
［略］			
［略］	［略］		
［略］	［略］		
［略］			
備考			

［略］

備考　１・２　［略］

３　備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

⑴　第40条第２項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨

⑵　その他必要な事項

４　［略］

様式第40（第55条関係）

［略］	［略］	［略］	
		［略］	［略］
［略］			
［略］			
［略］			
［略］	［略］		
［略］	［略］		
［略］			

［略］

備考　１・２　［略］

［新設］

３　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第四条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第一種製造者に係る製造の許可の申請） **第三条**　法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造	（第一種製造者に係る製造の許可の申請） **第三条**　法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造